

市第117号議案

横浜市立大学は、平成17年に地方独立行政法人となって以来6カ年が経過しようとしている。この間、設立団体の横浜市が定める中期目標に基づき、グローバルで国際的な視野を持って活躍できる人材の育成を進めるとともに、研究成果などの知的財産を活用して、大都市が抱える特有の課題や市民生活に密着した課題等に対して積極的に取り組んできたところである。

中でも大学医学部及び大学附属の2病院は、横浜市内の地域医療はもとより、県内医療の中核的医療機関としての重責を担いその役割を果たしてきているが、今後もその能力をさらに発揮し、県下で唯一の公立大学の医学部及び附属病院として地域の医療機関との連携のもとに地域貢献を果たしていかなければならない。

しかし、これまで医学部及び附属2病院における患者取り違え事件、奨学寄附金問題などの発生や、この11月には市民総合医療センターにおいて医師及び看護師が麻薬及び向精神薬取締法違反容疑で逮捕される事件が起きるなど、医療関係者の不祥事が相次いでおり、横浜市立大学が提供する医療に対する市民の信頼は著しく低下している。

横浜市会はこのような不祥事が起こるたびに市民の信頼を回復すべく原因の究明、法令の遵守、再発防止策の策定など法人に対してみずからが変革すべき姿を厳しく求めてきたが、いまだ法人においては指摘内容を含めて厳正な経営管理の確立ができていないと言わざるを得ない。

市民の生命を守る最後のとりでとして大学に対してはこれまでも莫大な市民の血税が投入されていること、さらには、今後も高度医療機能の維持や高度医療に対応できる医師及び看護師の育成確保を図っていくためには膨大な投資が必要となることを、法人は肝に銘じておかなければならない。

こうしたことを踏まえた上で、市民の信頼の回復と期待にこたえるためには、二度と不祥事を起こさない組織体制を構築し法人みずからが変革した姿を示すことが急務である。

平成23年度から6カ年を期間とする中期目標にはガバナンスの強化などが示されているが、次の事項について実現を強く望むものである。

1 横浜市の中期目標に基づき、法人が策定する中期計画において、理事長、学

長を中心とする経営管理体制の確立を明文化すること。

- 2 今般の市民総合医療センターの不祥事に対し、法人として医療に携わるものとしての倫理観の欠如について関係者の猛省を促し、調査結果に基づいて当事者は言うに及ばず管理監督する立場にある者の適切な処分等を行うこと。
- 3 地方独立行政法人としての意義を踏まえ、理事長、学長を中心に法人の経営管理を確立すべく、人事の活性化と日々改革に努める組織体制を構築すること。